

茨城県報

第 6911 号

昭和 56 年 2 月 16 日

月 曜 日

(明治 35 年 3 月 17 日)
第三種郵便物認可

目 次

告 示

●保険医療機関及び保険薬局の指定 (保険課)	1
●事業の認定 (用地課)	3
●那珂川水系一級河川寛政川の一部用途廃止 (河川課)	3
●急傾斜地崩壊危険区域の指定 (河川課)	4
●都市計画事業の認可 (2 件) (都市施設課)	6
●都市計画事業の変更認可 (都市施設課)	7

公 告

●特定第 2 号漁業者に対する共済契約の締結の申込みについての 同意を求めるための発起の届出 (漁政課)	7
●県営土地改良事業計画 (農地管理課)	8
●基本測量の終了 (用地課)	8
●土地立ち入り測量 (2 件) (用地課)	8
●友部都市計画友部駅前土地区画整理事業の事業計画の変更 (用地課)	9
●開発行為の工事完了 (2 件) (建築指導課)	10

告 示

茨城県告示第 184 号

健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号) 第 43 条の 3 第 1 項の規定により、次の病院及び診療所並びに薬局を保険医療機関及び保険薬局に指定した。

昭和 56 年 2 月 16 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指 定 記 号 番 号 及 び 指 定 年 月 日	医 療 機 関 名 称	診 療 科	所 在 地	指 定 申 請 の 事 由
医 科				
022,104,4 56. 2. 1	小 室 医 院	内 ・ 小	日立市石名坂町 68-6	再 指 定
032,088,7 56. 2. 1	久松耳鼻咽喉科 医 院	耳 ・ 咽 気 食	土浦市中央 1-12-22	〃
042,054,7 56. 2. 1	梅田内科 クリニック	内 ・ 小	古河市旭町 1-13-5	〃
082,024,1 56. 2. 1	川 北 医 院	〃	竜ヶ崎 市光順田 2837の2	〃
112,018,7 56. 2. 1	坂 本 医 院	外・整外・ 産婦	水海道市小山戸町天王前 1	〃
132,026,6 56. 2. 1	星 子 医 院	内・小・レ 皮	勝田市高場 292の2	〃
162,020,2 56. 2. 1	医 療 法 人 社 団 誠 芳 会 石 本 病 院	胃・外・内 皮・泌・放	笠間市石井字南町 2047	〃
372,033,1 56. 2. 1	中 病 院	内・循・小 外・放	行方郡潮来町大字潮来 769	〃
432,024,8 56. 2. 1	村 田 医 院	内 ・ 小	猿島郡境町 370の3	〃
032,116,6 56. 2. 1	結 束 耳 鼻 咽 喉 科 医 院	耳 ・ 咽	土浦市大町 7-19	新 規
062,053,4 56. 2. 1	池 羽 医 院	内・耳・咽 皮・泌	下館市女方 5	〃
歯 科				
013,063,9 56. 2. 1	臼 井 歯 科 医 院	歯	水戸市見和町 252の2	再 指 定
023,044,7 56. 2. 1	谷 川 歯 科 医 院	〃	日立市千石町 2-7-5	〃
043,008,8 56. 1. 21	篠 原 歯 科 医 院	〃	古河市東 1-6-26	〃
163,005,8 56. 1. 26	深 谷 歯 科 医 院	〃	笠間市笠間 1401-1	〃
013,125,6 56. 2. 1	柴 原 歯 科 医 院	〃	水戸市赤塚町 1丁目 403-17	新 規
443,018,3 56. 2. 1	高 橋 歯 科 医 院	〃	北相馬郡守谷町守谷甲 2618-1	〃
薬 局				
114,011,4 56. 1. 27	(有) 石 塚 薬 局	調 剤	水海道市栄町 2657-3	再 指 定

茨城県告示第 185 号

土地収用法 (昭和 26 年法律第 219 号) 第 20 条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第 26 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

昭和 56 年 2 月 16 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1. 起業者の名称 取 手 市
2. 事業の種類 取手市立小文間公民館増築工事
3. 起 業 地
 - (1) 収用の部分 取手市大字小文間字中妻耕地地内
 - (2) 使用の部分 な し
4. 土地収用法第 26 条の 2 第 2 項の規定に図面の縦覧場所
取手市役所及び取手支所

茨城県告示第 186 号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令 (昭和 40 年政令第 14 号) 第 49 条の規定により次のとおり告示する。

その関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県水戸土木事務所において縦覧に供する。

昭和 56 年 2 月 16 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1. 河川の名称 那珂川水系一級河川寛政川
2. 廃川敷地等が生じた年月日

昭和 56 年 2 月 16 日

3. 廃川敷地等の位置、種類及び数量

位 置	種 類	数 量
東茨城郡茨城町大字海老沢字平本 656 番地先から 同郡同町同大字同字 655 の 1 番地先まで	土 地	m^2 9,626, 99

茨城県告示第 187 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、茨城県土木部河川課及び茨城県潮来土木事務所において閲覧に供する。

昭和 56 年 2 月 16 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1. 区域の名称 律賀急傾斜地崩壊危険区域
2. 土地の範囲 次に掲げる地番等の土地に存する標柱 1 号から 21 号までを順次結んだ線と標柱 1 号から県道茨城鹿島線北側境界線に沿って標柱 21 号までを結んだ線によって囲まれた区域

郡 名	村 名	大字名	字 名	地 番 等	標柱番号	備 考
鹿 島 郡	大 野 村	津 賀	扇 田 "	801 800-1 県道茨城鹿島線	1	各々の交点
"	"	"	扇 田 " 賀 田 須 賀 田	801 800-1 851	2	"
鹿 島 郡	大 野 村	津 賀	扇 田 須 賀 田 "	801 851 828	3	各々の交点
"	"	"	扇 田 " 賀 田 須 賀 田	801 802 828	4	"
"	"	"	須 賀 田 寺 前	828 826	5	境界線上
"	"	"	須 賀 田 寺 下 寺 前	828 830 827	6	各々の交点
"	"	"	須 賀 田 寺 下	828 830 農 道	7	"
"	"	"	須 賀 田	828 農 道	8	境界線上
"	"	"	寺 下 須 賀 田	831 828	9	"
"	"	"	須 賀 田 "	828 849	10	"

郡 名	村 名	大 字 名	字 名	地 番 等	標柱番号	備 考
"	"	"	須 賀 田 " "	8 2 8 8 2 9 8 4 9	11	各々の交点
"	"	"	須 賀 田 " "	8 2 9 8 4 9 8 5 0	12	"
"	"	"	須 賀 田 " "	8 4 9 8 5 0	13	境界線上
"	"	"	須 賀 田 " "	8 4 9 8 5 0 8 5 1	14	各々の交点
"	"	"	須 賀 田 " "	8 4 9 8 5 1	15	境界線上
"	"	"	須 賀 田 " "	8 4 9 8 5 1 8 5 2	16	各々の交点
"	"	"	須 賀 田 " "	8 4 9 8 5 2	17	境界線上
"	"	"	須 賀 田 " "	8 4 9 8 5 2	18	"
"	"	"	須 賀 田 寺 前 "	8 5 2 7 9 4 7 9 5	19	各々の交点
"	"	"	寺 前 " "	7 9 4 7 9 5	20	境界線上
"	"	"	寺 前 十日 発 句	7 9 3 7 9 6 県道茨城鹿島線	21	各々の交点

茨城県告示第 1 8 8 号

都市計画法 (昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号) 第 5 9 条第 1 項の規定により都市計画事業を認可したので同法第 6 2 条第 1 項の規定に基づき次のとおり告示する。

昭和 5 6 年 2 月 1 6 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1. 施行者の名称 土 浦 市
2. 都市計画事業の種類及び名称

土浦・阿見都市計画道路事業

3・4・18 大和・上高律線

3. 事業施行期間

昭和 5 6 年 2 月 1 6 日から

昭和 6 0 年 3 月 3 1 日まで

4. 事業地

(1) 収用の部分 土浦市国分町, 下高律一丁目, 富士崎一丁目及び富士崎二丁目地内

(2) 使用の部分 な し

茨城県告示第 1 8 9 号

都市計画法 (昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号) 第 5 9 条第 1 項の規定により都市計画事業を認可したので同法第 6 2 条第 1 項の規定に基づき次のとおり告示する。

昭和 5 6 年 2 月 1 6 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1. 施行者の名称 日 立 市
2. 都市計画事業の種類及び名称

日立都市計画道路事業

3・5・80 滑川・田尻線

3. 事業施行期間 昭和 5 6 年 2 月 1 6 日から

昭和 5 9 年 3 月 3 1 日まで

4. 事業地

① 収用の部分

日立市田尻町字岩井崎及び字渡志前並びに滑川町字祝崎, 字渡志前及び滑川本町 5 丁目地内

② 使用の部分

な し

茨城県告示第 190 号

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 63 条第 1 項の規定により事業計画の変更を認可したので同法第 63 条第 2 項で準用する同法第 62 条第 1 項の規定により次のように告示する。

昭和 56 年 2 月 16 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1. 施行者の名称 取 手 市
2. 都市計画事業の種類及び名称
取手都市計画道路事業
3・4・3 上新町環状線
3. 事業施行期間 昭和 48 年 1 月 18 日から
昭和 59 年 3 月 31 日まで
4. 事業地 変 更 な し

公 告

特定第 2 号漁業者に対する共済契約の締結の申込み
についての同意を求めるための発起の届出

漁業災害補償法施行規則 (昭和 39 年農林省令第 35 号) 第 48 条の 2 において準用する同規則第 46 条第 1 項の規定により次の者から小型大津加入区の特定第 2 号漁業者に対する共済契約の申込みについての同意を求めるための発起の届出があったので同条第 3 項の規定により公示する。

なお小型大津加入区の特定第 2 号漁業者調書を昭和 56 年 2 月 16 日から昭和 56 年 2 月 20 日まで大津漁業協同組合において縦覧する。

昭和 56 年 2 月 16 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

届 出 者

●県営土地改良事業計画

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営鹿島湖岸北部地区土地改良事業につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年2月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1. 縦覧に供する書類

県営鹿島湖岸北部地区土地改良事業計画書写し

2. 縦覧期間

昭和56年2月16日から

昭和56年3月9日まで

3. 縦覧場所

鹿島町役場

●基本測量の終了

測量法(昭和24年法律第188号)第4条の規定に基づく基本測量を、次のとおり終了した旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

昭和56年2月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1. 測量期間

建設省国土地理院

2. 作業種類

基本測量(1/25,000地形図作成作業に伴う現地調査作業)

3. 作業終了日

昭和56年1月31日

4. 作業地域

取手市、竜ヶ崎市、北相馬郡守谷町、藤代町、利根町、稲敷郡河内村、新利根村、東村、江戸崎町

●土地立ち入り測量

土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第1項但し書の規定により通知があったので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和56年2月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1. 起業者の名称

茨 城 県

2. 事業の種類

県道竜ヶ崎栄線道路改良事業

3. 立ち入ろうとする土地の区域

竜ヶ崎市大徳町字千秋及び字小関地内、稲敷郡河内村大字生板字古新田地内

4. 立ち入ろうとする期間

昭和 56 年 2 月 16 日から

昭和 56 年 3 月 31 日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法 (昭和 26 年法律第 219 号) 第 11 条第 1 項但し書の規定により通知があったので、同条第 4 項の規定により次のとおり公告する。

昭和 56 年 2 月 16 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1. 起業者の名称 茨 城 県

2. 事業の種類 県道萩島真壁線道路改良事業

3. 立ち入ろうとする土地の区域

真壁郡真壁町大字原方字稲荷原, 字大道西, 字大道東及び字秋山内地内

4. 立ち入ろうとする期間

昭和 56 年 2 月 16 日から

昭和 57 年 3 月 31 日まで

●友部都市計画友部駅前土地地区画整理事業の事業計画の変更

友部町が施行する友部都市計画友部駅前土地地区画整理事業の事業計画の変更について、昭和 56 年 2 月 16 日認可したので都市計画法施行法 (昭和 43 年法律第 101 号) 第 36 条の規定に基づき同法第 35 条の規定による改正前の土地地区画整理事業法 (昭和 29 年法律第 119 号) 第 55 条第 10 項において準用する同条第 7 項の規定により次のとおり公告する。

昭和 56 年 2 月 16 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1. 土地地区画整理事業の名称

友部都市計画友部駅前土地地区画整理事業

2. 事務所の所在地

西茨城郡友部町 友部町役場

3. 事業計画の認可の年月日

昭和 31 年 3 月 31 日

4. 変更の主な内容

1 施行区域の変更 (約 14.8 ha を約 16.4 ha に)

12) 施行期間の延長 (昭和 5 5 年度を昭和 5 8 年度に)

13) 資金計画の変更

14) 児童公園の位置の変更

15) 区画街路の追加変更

5. 事業計画の変更認可の年月日

昭和 5 6 年 2 月 1 6 日

● 開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号) 第 2 9 条の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により公告する。

昭和 5 6 年 2 月 1 6 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1. 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡神栖町大字奥野谷字浜野 7 5 8 6 番 2

2. 事業主の住所及び氏名

東京都中央区日本橋本町 1 丁目 5 番地

日本液体運輸株式会社

代表取締役 川 田 重 治

1. 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡銚田町大字菅野谷字松峰 8 4 1 番

2. 事業主の住所及び氏名

鹿島郡銚田町菅野谷 6 7 1 ~ 1

新 堀 敬 孝

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも 1 カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1 , 2 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号

発行人 茨 城 県
発行所

茨城県水戸市城東 1 丁目 5 番 5 号

印刷所 茨 城 県 印 刷 所